

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に、「附加」を「付加」に改める。

第四条第一項第一号イ中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改める。

第九条中「（以下「指定区域」という。）」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第二十二条中「児童福祉施設等」を「政令第十九条第一項に規定する建築物（以下「児童福祉施設等」という。）」に改める。

第二十六条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第二十九条第一項中「、第十条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。